

東三河都市計画下水道の変更（蒲郡市決定）

都市計画蒲郡公共下水道「4. その他の施設」中、蒲郡市下水道浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

| 内 訳                        | 位 置           | 備 考 |
|----------------------------|---------------|-----|
| 蒲 郡 市 下 水 道<br>浄 化 セ ン タ ー | 蒲 郡 市 浜 町 地 内 |     |

理 由

蒲郡市下水道基本計画の変更に伴い、蒲郡市下水道浄化センター用地の一部を削除するものです。

## 理 由 書

### 東三河都市計画下水道の変更（蒲郡市決定）

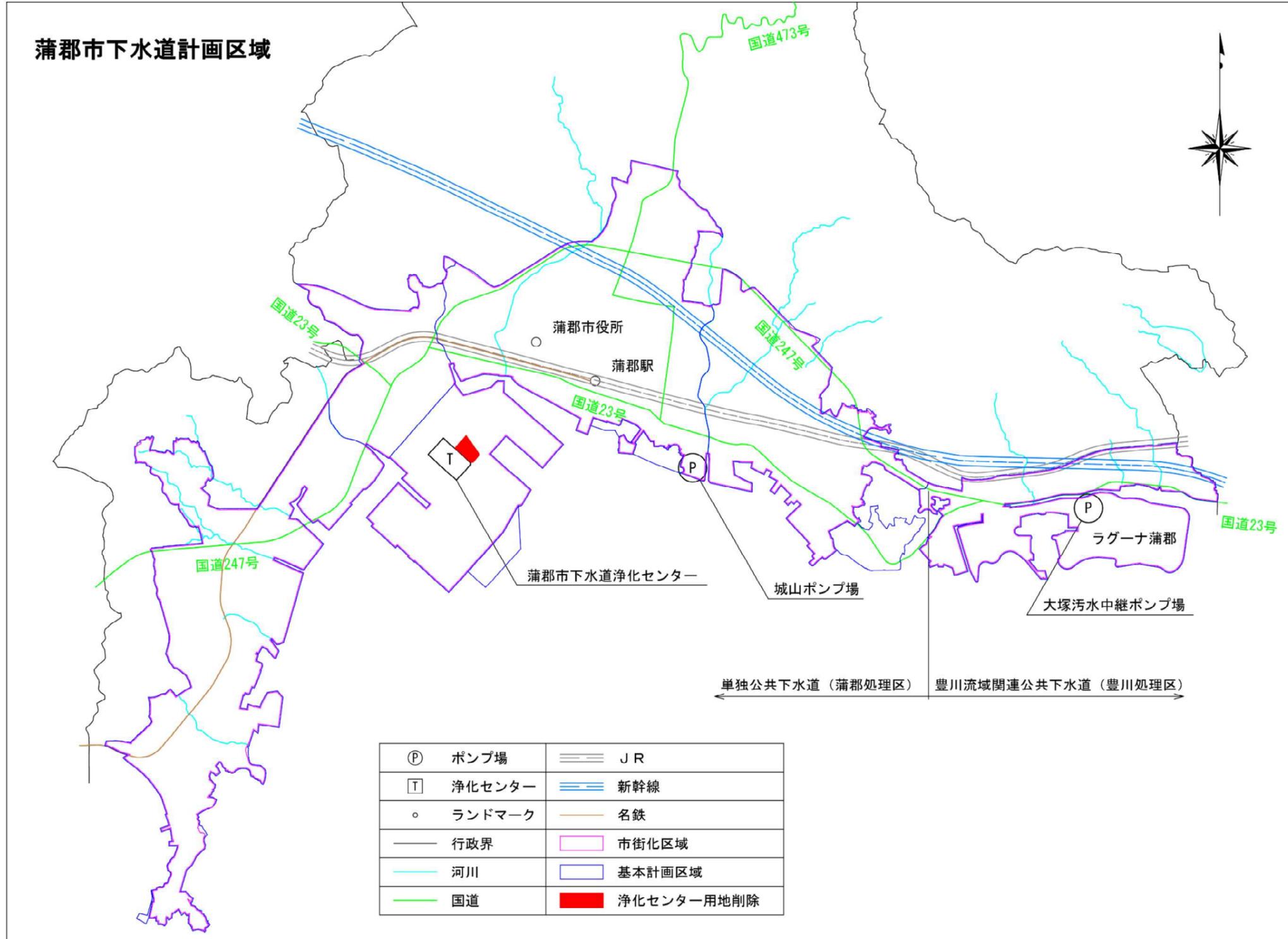
本市の下水道事業は、昭和36年度事業に着手し、河川・海などの汚濁防止と快適な居住環境を確保するため、整備を推進しているところである。

今回の変更は、蒲郡市下水道基本計画の見直しに伴い計画汚水量が変更となり、蒲郡市下水道浄化センターの施設計画の縮小により、用地の一部を削除するものである。

今回の都市計画下水道の変更により、今後の下水道事業をより効率的に、かつ積極的に推進し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、もって、健全な都市の発展に寄与するものである。

## 蒲郡市下水道計画区域概要図

本市の下水道計画区域は、単独公共下水道である蒲郡処理区と豊川流域関連公共下水道である豊川処理区の2処理区で構成されています。

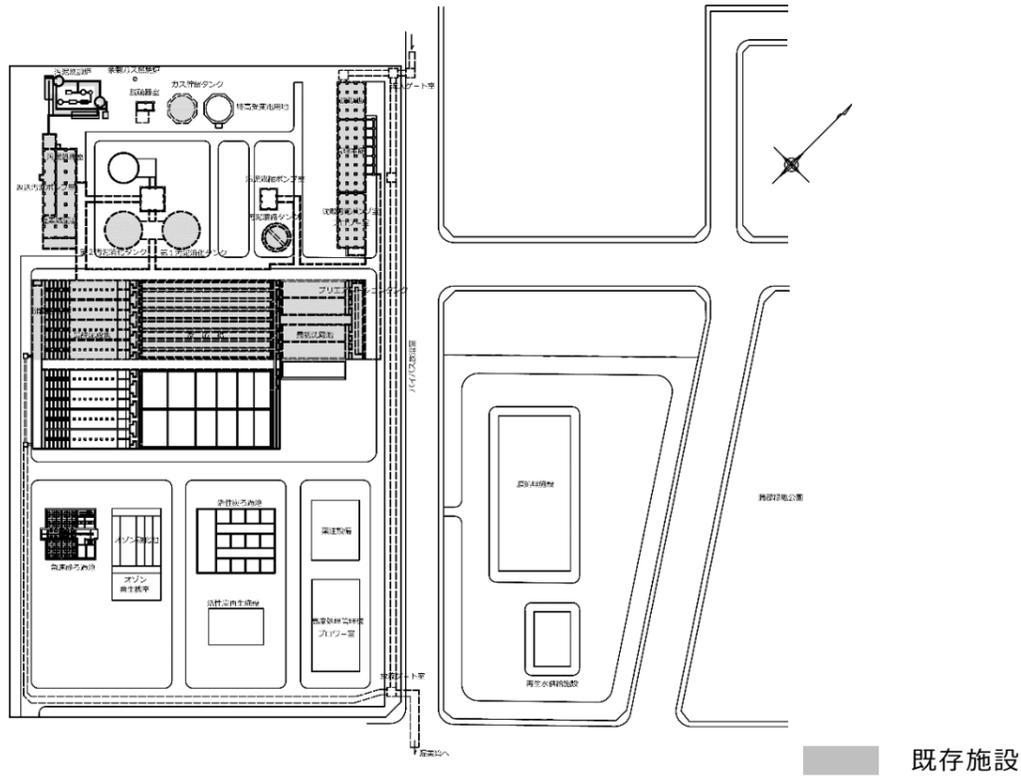
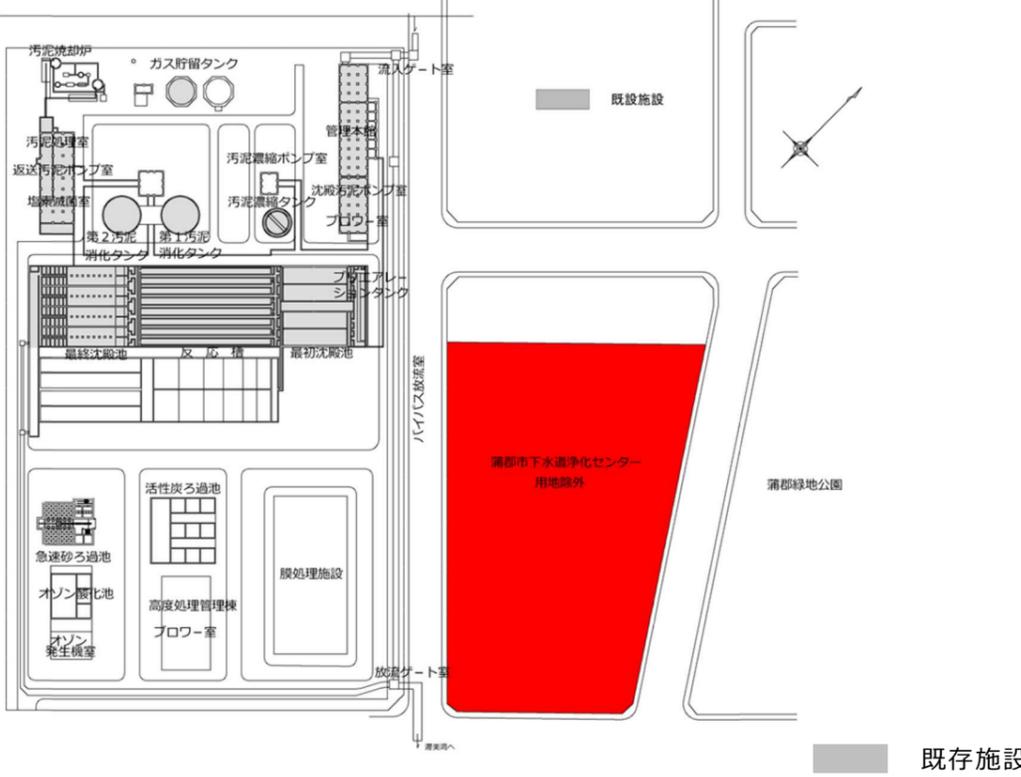


## 東三河都市計画下水道変更の概要

本市においては、上位計画である渥美湾等流域別下水道整備総合計画の見直しおよび全県域污水適正処理構想の見直しを受け、蒲郡市下水道基本計画を平成 29 年 6 月に変更しました。これら計画等の見直しでは、汚水処理施設の早期概成を目指して、市街化区域内を公共下水道、既整備区域を除く市街化調整区域は合併処理浄化槽による個別処理に区分し、整備を進めていく方針としました。

蒲郡市下水道基本計画の変更では、蒲郡市下水道浄化センターの施設計画の見直しを行った結果、施設縮小により計画用地の一部を基本計画より削除することになりました。これに伴い東三河都市計画下水道においても、計画用地の一部を除外とした変更をします。

### 蒲郡市下水道浄化センター施設図

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
|  |  |
| 位置 蒲郡市浜町地内  | 位置 蒲郡市浜町地内   |
| 処理方法 凝集剤添加硝化脱窒法   | 処理方法 凝集剤添加硝化脱窒法  |
| 敷地面積 約 106,400 平方メートル   | 敷地面積 約 79,200 平方メートル   |